

大日本帝國憲法と統帥權

—或る知的傳統の斷絶について—

明星大學教授

小堀 桂一郎

(二)

極東國際軍事裁判から説き起してみよう。アメリカを中心とする連合國の検察官は多くの先入見と豫断とを懷いて東京裁判の審理に臨んだものであることはよく知られてゐるが、その大きな豫断の一に、昭和三年の張作霖爆殺事件に始まり昭和十六年の對米英開戦に至るまでの日本の攻撃的な對外政策は、一握りの「犯罪的軍閥」によつて指導されてゐたものだ、との觀測がある。この「犯罪的軍閥」の存在といふ妄想は蓋しドイツに於けるナチスの在り方から類推し、臆測されたところに發生したものである。昭和日本の議會制度を始めとする全ての政府の官制と組織は、ナチスの場合と同様、侵略の道具として使用されてゐたのであり、その侵略的意志を結集する方式が「共同謀議」と稱せられる犯罪計畫であつた、とされた。

ところが審理を進めてゆくうちに、強引な検事團も屢々途惑ひ、首を捻らざるを得ない場面が多くなつた。東京裁

判法廷の被告席に座つた二十八名の戰時國政指導者達は、性格的にも職務の上からもナチスの黨幹部達とは明らかに異質の人々であり、何よりも被告達相互間の關係がナチスの如き一黨獨裁の政治を可能にする様な強固な黨人的繋りを有してゐない。ヒトラーの類推で捉へようとした東條英機大將には、全ての權力を己が一手に掌握し、壟斷した獨裁者の佛などは到底なかつたし、他にも開戦と戰爭遂行の責任を一身に帶びた強力な指導者といった存在が抑々見當らないのである。内閣々議、大本營政府連絡會議、御前會議、重臣懇談會、軍事參議官會議等、此等の各種會議を檢察側の謂ふ「共同謀議」の實行機關であるとの見當をつけたのは尤もであつたかも知れないが、それらの各種會議の議決とその結果の執行に當つての責任の所在如何となると、どうも雲を擗む様に手應へがない、といふ感觸が次第に露はになつてきた。殊に檢察側に怪訝の念を起させたのは、日本に於いては戰爭遂行中に於いてもなほ「國務」と「統帥」とが分立、むしろ分裂したまま國政の運營が爲されてゐる、といふ事實だつた。

かうした日本獨特の政治形態は、それだけでも既に日本に於ける「全體主義」の支配といふ假定的觀測に疑念を生ぜしめる體のものだつた。東京裁判法廷に於いて、檢察側の起訴事實立證段階が終り、辯護側の反駁立證作業が個人辯護の段階にまで進んできた時のことであるが、注目の焦點となつてゐた東條英機大將が、被告の身分のままに證人臺に立つといふ事態が生じた。昭和二十二年十二月二十六日のことである。そこで二十六日、二十九日、三十日と三日にわたつて、有名な「東條口供書」の朗讀がブルーエット辯護人によつて行はれるわけであるが、十二月二十九日、口供書の第九三項として読み上げられたのは次の如き趣旨のことであつた。それは昭和十六年十一月五日の御前會議についてであるが、曰く、

九三 元來此の種の御前會議は政府と統帥部との調整を圖ることを目的として居るのであります。日本の制度に於ては、政府と統帥部は全然分立して居りますから、斯の如き調整方策が必要となつて來るのであります。此の會議には豫め議長といふものもありません。その都度陛下の御許しを得て首相が議事を主宰するを例と致します。

此の會議で決定したことは、その國務に關する限りは更に之を閣議にかけて最後の決定をします。又統帥に關することは統帥部に持ち歸り、必要なる手續をとるのです。斯の如くして後、政府並に統帥部は別々に天皇陛下の御允裁を乞ふのです。従つて憲法上の責任の所在は國務に關することは内閣、統帥に關することは統帥部が各々別々に責任を負ひ其の實行に當るのであります。又幹事として局長なり書記官長が出席しますが、之は責任者ではありません。

御前會議、連絡會議の性質及内容は右の如くでありまして政府及統帥部の任務遂行上必要な當然の會議であり檢事側の觀測はあるが如き共同謀議の機關と見るは誣言であります。

五十年後の今日でも我々は此を讀んで、——さういふ仕組だつたのか、と改めて驚くのだが、極東國際軍事裁判所の檢事達、判事達も、いつたいこんな體制で戦爭指導などができるのか、といふ意外の思ひに捉はれたことであらう。國務と統帥の分立といふことは、表現を變へて言へば「統帥權の獨立」であつて、この表現の方は比較的よく世に知られたものであらう。「東條口供書」の前引の終りの方では、國務の責任は「内閣」、統帥の責任は統帥部に、と表現してゐるが、前半部では、「政府」と統帥部は全然分立、「政府」と統帥部は別々に陛下の御允裁を乞ふ、と言つてゐるので、これはつまり、統帥部は「政府」に屬してゐるわけではないこと、軍事が政治の支配を受ける（所謂シビリアン・コントロール）といふ關係が日本には成立してゐなかつた次第を明言してゐることになる。

東京裁判での連合國檢察官團は、彼等の謂ふ所の「侵略戰爭」を計畫し且つ實行した指導者達の責任を追及し、斷罪することをもちろん究極的目的としてゐた。ところがその責任の所在がどうも曖昧である。それでも強引に全員に有罪の判決を下すことに成功して彼等の目的を達した。他方法廷の審理の記錄を一個の歴史史料として讀む立場に立つた戰後の現代史家達から見ると、法廷での審理過程で明らかになつた、責任の所在の不分明といふ體制それ自身が又怪訝と不満の種子となり、やがて政治史の分野での研究對象の一として浮上してくる。つまり、統帥權の獨立とは

いつたい何だつたのが、といふことが研究題目として一部の史家の注視するところとなつた。

(一)

管見に入つた限りで、この問題に尤も明快な解答を呈示した史家は渡部昇一氏である。渡部氏は平成元年五月刊の同氏著『日本史から見た日本人・昭和編——「立憲君主國」の崩壊と繁榮の謎』の第一章「總理なき國家・大日本帝國の悲劇」に、——「昭和の悲劇」統帥權問題は、なぜ、起きたか——と副題を添へて専らこの問題の考究に力を注いでゐる。

渡部氏の見る所によれば、統帥權の獨立といふ解釋は偏に大日本帝國憲法の誕生時に既にそこに含まれてゐた缺陷によるものである。この缺陷は明治憲法の制定に携つた當事者達が現役の國政擔當者として存命の間は表に出でてくることがなかつた。又それより少し若い、憲法制定についての直接の記憶を有するわけでなくとも、維新以來の元老の聲咳に接する機會があつて、先人の苦勞や配慮を何となく肌身を通じて知つてゐる様な世代の人々が中権にある間も先づよかつた。缺陷露呈の悲劇は所謂「世代の斷絶」が現實の事態となつた時に生じた。それが昭和五年のロンドン軍縮條約の締結に際して囂しい話題となつた統帥權干犯問題である。

大日本帝國憲法（以下簡略のために明治憲法と記すこともある）では第十一條から第十三條までの三箇條に天皇大權と呼ばれる、軍隊の統帥、編成、宣戰と講和に關する天皇の權能のあり方を定めてゐる。曰く、

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇は戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

といふものである。以上のうち第十一條は特に「統帥大權」、第十二條は「編成大權」と呼ばれてゐた。

ロンドン條約は締約國の海軍補助艦艇の保有量の削減を討議し約定したものである。即ち日本の憲法の用語で言へば第十二條の陸海軍の編成及常備兵額の決定に關つてくる。つまり編成大權事項なのだが、天皇大權のうちとは言つても、それは通常國務大臣たる陸海軍大臣の補弼によつて決り、天皇の御允裁を得ることによつて決定するのが慣行である。しかし編成の變更及び常備兵額の削減は直ちに作戦・用兵に關はるその前提條件の如きものであるから、これも亦統帥大權に直接關ることだといふ理窟は、敢へて立てるとなれば立たぬものでもない。さうなると軍縮條約を結ぶことは即ち第十一條の統帥大權との關りで考慮せねばならず、第十一條に「天皇ハ……統帥ス」とあるのを無視して締結された軍縮條約は統帥の大權を干犯したものだ、といふ理窟になる。

これは渡部氏が厳しく斷定してゐる如く、所謂「屁理窟」である。もしこの様な理窟が罷り通るものなら、八年前の大正十一年（一九二二年）に締批准されたワシントン海軍軍縮條約に於いても統帥權干犯は生じてゐたことになる。あの時に大權干犯を咎める聲がなかつたのに、昭和五年の同様の事例に至つて俄かにそれが憲法問題になること自體、法解釋の上で一貫性を缺いてゐる。そこで、そんな理窟は通用しない——との良識の一喝で本來問題は沈静して然るべきところ、それがさうならなかつたのが時運といふものの恐しさである。

この軍縮條約が成立して履行されたなら、次に軍備削減要求の鋒先は陸軍に向けられてくるであらう、との危機感に驅られた參謀本部が、一部の憲法學者の曲説を利用して、上記の屁理窟にひとしい偏向解釋を編み出し、これを海軍内部の條約不滿分子に吹きこんだらしい。理性の眼から見て如何に筋道の立たぬ妄説謬見でも時の政治的必要に應じたものでさへあれば、當該の黨派のもつともらしい主張として世間の耳目を惹くぐらゐのことはできる。斯様な権事はつい最近にも「戰後五十年國會決議」なる議員達の醜行を例として我々が直接経験したばかりである。

「統帥權干犯」を楯にとつての政友會代議士による濱口内閣攻撃の論鋒は、それが牽強付會の妄説であるにも拘ら

ず、それに對して有效な反駁を加へ得る學識と勇氣の持主が居合せなかつたばかりに、時にとつて銳利な法理論的武器であるかの如き印象を一般に與へた。そして結果的に、明治憲法第十一條の統帥大權事項にまさに神聖不可侵の權威が宿つてゐるかの様な偏見を江湖に植ゑつけることとなつた。元はと言へば、（天皇ハ……統帥ス）といふあまりにも簡潔な、留保も付則も一切缺いてゐる、祕教的な命題の作り方に禍の因があつた。

ところで、この時何故に「有效な反駁」を呈示してこの妄説に對決できる學識者が居なかつたのか。乃至はその反駁の根據となり得る様な學說や理論が存在しなかつたのか。

渡部氏の考察によれば、それは憲法制定經過を身を以て經驗してゐた明治の元勳達の世代が既に粗方世あらわせを去つてしまつており、そして今や完全に過去のものとなつたその制定經過に關する眞實相を學問的に正確に再現してみせる研究が未だ學界に現れてゐなかつたからである。

(三)

本稿の筆者が考察しようと意圖してゐるのは、上記の維新の元勳達が、明治憲法の天皇大權の條項を何故にあの様に結果として不備な、後世の禍因となりかねない説明不足の記述のままで成文化してしまつたのか、その心理的根據乃至背景を問ふことである。

先に明治憲法第十一條統帥大權條項の具體的な解釋を試みよう。つまり、天皇が陸海軍を統帥する、といふ簡単な規定から、統帥權は國務から獨立してゐて天皇のみがそれを掌握し得る、といふ命題が導出され得るかどうか、といふことである。

統帥權干犯問題といふ屁理窟議論が發生した丁度その年、昭和五年に佐々木惣一博士の『日本憲法要論』が世に出

てゐる。今該著が手元にないので、明治神宮編『大日本帝國憲法制定史』に引用されたところから再引用をさせて頂く。

二 陸海軍ノ統帥。天皇ハ陸海軍ヲ統帥シタマフ。陸海軍ノ統帥モ亦固ヨリ天皇ノ國務上ノ行爲ナリ。帝國憲法ノ規定ニ依レバ國務大臣ノ輔弼ヲ以テ行ハルベキモノトス。帝國憲法其ノモノガ當然陸海軍ノ統帥ナル天皇ノ國務上ノ行爲ヲ國務大臣輔弼ノ範圍ノ外ニ置ケリト解スベキ理由ナケレバナリ。然レドモ今日我國ニ於テハ慣習法上天皇の陸海軍統帥ノ行爲ハ國務大臣ノ輔弼ヲ要セズト云フベシ。

（陸海軍ノ統帥モ亦固ヨリ天皇ノ國務上ノ行爲ナリ）は極めて明快な、疑問の餘地のない判断である。とすれば、抑々天皇の統治大權それ自體が「大臣の輔弼と議會の翼賛とに依り」（『憲法義解』前文）行はれるのが明治憲法體制の大前提なのであるから、「統帥といふ國務」も亦國務大臣の輔弼を得て行はれることは當然である。（然レドモ）以下の但し書は（慣習法上）のことと、その場合輔弼の任に當るのは自然の順序として國務大臣ではなく統帥部、具體的には陸軍參謀總長と海軍軍令部長といふことになる。そこでこの統帥部による輔弼を「統帥輔翼」といふ術語を以て呼び、「國務輔弼」とは區別された概念であるかの様な解釋が生じ、かつそれは慣習法として學界で公認されてゐたといふ見解をしてゐる軍事史家も少からずゐる。

だが「輔弼」と「輔翼」は單に字遣ひの相異にすぎず、法の概念として別個のものではあり得ないこと（『憲法義解』の文脈での用語法に見る通りであり、且つそれは大東亞戰爭中に於いてさへも、昭和天皇及びその側近には『憲法義解』の文脈のままに理解されてゐたこと、且つて筆者が別稿に於いて論じた如くである。（拙稿「統帥權とは何だつたのか」平成三年、現代アジア研究會編、プレジデント社刊『世紀末から見た大東亞戰爭』所收）注目すべきことは、「統帥輔翼」「國務輔弼」の表現を慣習に従つて並用してゐる小磯國昭總理大臣にしても、兩概念が實は全く同じ性格のものであると考へてゐたことを證示する書簡を遺してゐることである。（上掲書参照）

佐々木博士は更に次のように述べてゐる。

今帝國憲法ノ規定其ノモノヲ觀ルトキハ天皇ノ陸海軍統帥ノ行爲ガ國務大臣輔弼ノ外ニ置カレタリトスルヲ得ズ。從來普通ニ天皇ノ陸海軍ノ統帥ヲ以テ國務上ノ行爲ナリトシツ、モ、而モ帝國憲法ハ之ヲ以テ國務大臣輔弼ノ外ニ置クトスルノ說行ハルレドモ、蓋シ是レ一ノ獨斷タルノミ、何等法上ノ根據アルナシ。思フニ軍事行動ノ機密ヲ尊ビ自由敏活ナルヲ要スルノ故ニ他人ノ容喙ヲ許サズトシ、從テ右ノ解釋ヲ爲スモノナルベシ。然レドモ之ガ爲ニ天皇ノ陸海軍ノ統帥ノ行爲ヲ性質上國務大臣ノ輔弼ノ外ニ置クノ理由ヲ生ズルコトナシ。

これが法理論上の正しい解釋なのだから、軍縮條約の締結が憲法第十二條の「編成大權」の輔弼の一環に當ることは當然の話で、たとひそれが第十一條の「統帥大權」の領域に影響が及んでこようど、これも亦國務大臣の輔弼のうち、といふ説明で事足りるはずであつた。念の爲に更に『日本憲法要論』から引いておくとすれば、

……既ニ此ノ如ク天皇ガ陸海軍統帥ノ行爲ニ付他人ノ輔弼ヲ受ケタマフモノナリトセバ、之ヲ輔弼スル者ノ國務大臣タルコトハ毫モ妨ゲナシ。國務大臣ノ輔弼ヲ受クルコトニ依テ機密ヲ侵サルト云フハ國務大臣ノ性質ヲ誤ルモノナリ。

といふことになる。この段での結論を簡単に言へば、明治憲法はその制定時の精神からして、統帥權の獨立などといふ思想を含んでゐなかつたし、第十一條がその様に解釋される危険性があるなどとも考へてゐなかつた。それならばどうして、この様な、誤解といふよりも曲解を誘發しやすい記述のままにこれを成文化してしまつたのだらう。

(四)

伊藤博文の著述といふことになつてゐる（その成立に最も多く貢獻してゐるのは井上毅であつたといふ事實も廣く

知られてゐるが)『憲法義解』の第十一條は次の如くである。

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

恭て按するに、太祖實に神武を以て帝國を肇造し、物部・鞍負部・來目部を統率し、嗣後歷代の天子内外事あれば自ら元戎を帥る、征討の勞を親らし、或は皇子・皇孫をして代り行かしめ、而して臣連一造は其の偏裨たり。天武天皇兵政官長を置き、文武天皇大に軍令を修め、三軍を總ぶるごとに大將軍一人あり。大將の出征には必節刀を授く。兵馬の權は仍朝廷に在り。其の後兵柄一たび武門に歸して政綱從て衰へたり。

今上〔明治天皇〕中興の初、親征の詔を發し、大權を總攬し、爾來兵制を釐革し、積弊を洗除し、帷幕の本部を設け、自ら陸海軍を總べたまふ。而して祖宗の耿光遺烈再び其の舊に復することを得たり。本條は兵馬の統一は至尊の大權にして、専ら帷幄の大令に屬することを示すなり。

前半部は「兵馬の權は仍朝廷に在り」の命題の由つて來る歴史的源流を極めて簡単に略敍したまでのものと見えるのであるが、後半は「兵馬の統一は至尊の大權」である所以を、「祖宗の耿光遺烈再びその舊に復することを得た」ものとして説明せんとする言辭である。つまりは「王政復古」の大原則に則り、「大政奉還」が成就した以上、兵馬の權が再び朝廷の手に歸したのは理の當然、との立場を示してゐるものと言へよう。

そしてこの様な強い主張の背後には、前半部の終末なる「其後兵柄一たび武門に歸して政綱從て衰へたり」との歴史的判斷が裏付けとなつてゐる。蓋しこのあたりに統帥大權の思想の淵源がありさうである。

そこで筆者はふと以下のことに氣付く。即ち「嗣後歷代の天子内外事あれば自ら元戎を帥る、征討の勞を親らし、或は皇子・皇孫をして代り行かしめ、而して臣連一造は其の偏裨たり」といふ行文は、曾てどこかで讀んだことのある様な文の氣息を有してゐる、といふことである。然り、それは賴山陽「日本外史」の冒頭「源氏前記」の以下の記述と甚だ似てゐる。恐くはその強い影響下に書かれたものであらうといふ推論が可能である。

……蓋し我が朝の初め國を建つるや、政體簡易、文武一途、海内を擧げて皆兵にして、天子これが元帥となり、大臣・大連これが偏裨となる。未だ嘗て別に將帥を置かざるなり。豈に復た所謂る武門・武士なる者あらんや。故に天下事なれば則ち已む。事あれば則ち天子必ず征伐の勞を親らす。否されば、則ち皇子・皇后これに代り、敢てこれを臣下に委ねざるなり。

次の天武天皇、文武天皇の定め給うた軍制・軍令に於いて「三軍を總ぶる」とに大將軍一人あり。大將の出征には必ず節刀を授くと「義解」にあるのも、『日本外史』の同じ章、「三軍を總ぶる毎に、大將軍一人。大將の出征するには必ず節刀を授け、軍に臨み敵に對して、首領の約束に従はざる者は皆專決を聽し、還るの日に狀を具して以聞せしむ」の前半を採つて作文されてゐることは大凡斷定してよさそうである。

要所々々で字眼となる様な文字を借用しておきながら、その文字を載せた文脈の趣旨を無視するといふのは通常はまあ有り得ぬ事である。そこで、『憲法義解』が語つてゐる、といふよりむしろ語るべくして語つてゐない所の天皇の統帥大權を根據づける思想の、文字の表面から隠れてゐる部分の謎を解明するには、『日本外史』の「平氏序論」にその手がかりが潜んでゐると見たくなるのも自然の推理である。

山陽によれば日本古來の政軍關係の概略は以下の如くになる。上に引用した如く、上古大化の革新に至る頃までは天皇が名實共に大元帥であり、天皇親政の形で文字通りに兵馬の權を一手に掌握してゐた。官が文と武とに分れたのは律令制の導入以後で、これは唐の制度の模倣によるものである。朝廷は亂を防ぎ、禍を慮ること頗る密であつた。武具は兵器庫に藏めて、出し入れには一定の時間を區切つてし、管理は嚴重を極めた。律令制下の中世に於いては兵士は主として農民の壯丁を募つてこれに充て、彼等は平生は農に從事し、一朝有事の際には募集に應じて朝廷に馳せ参じた。將帥は文吏から出た。事が起れば武装して陣に臨み、終れば又甲冑を脱いで衣冠束帶にもどつた。職業軍人なるものは存在しなかつた。ところが源・平二氏の武門が興り、將帥はこの二氏のうちのどちらかから出るのが慣行

となつた。兵士と農民の分業が生じ、平安時代に至つて初めて武士と呼ばれる職業軍人の階層が發生した。彼等は自ら武器を蓄へる様になつたから、武器の管理は朝廷の嚴重な手をはなれて民間の自由な宰領に委ねられた形になつた。しかし朝廷は深くこの状況の弊害を洞察してゐたのであり、かかる危険な階層を政治に介入させることは嚴に警戒してゐた。

……抑々戎事は民命の繫る所にして、兵食の權は一日も國を去るべからず。先王の必ずこれを躬親らせしは、その旨深し。今これを一二の宗族に委ね、またその事を賤んで省みず。その品類を別つて、これを朝廷の上に齒せざるに至る。甚しきは、則ちこれを奴僕視して曰く、「是れ武門のみ、是武士のみ」と。

「平氏序論」を貫いてゐる山陽の見解を一言にして言へば、兵馬の權が朝廷の掌握から離れたことは大きな國の禍だ、といふ點にある。武士が一旦實力を獲得し、暴力を以て自ら世の大勢を支配する様になつた時は、如何に之を賤しみ、奴僕として輕視したところでもう手遅れである。(吾、外史を作り、首に源・平二氏を綴するに、未だ嘗て王家の自らその權を失ひたるを歎ぜずんばあらず)——朝廷が兵馬の權を手から離されてしまつた事はいくら概嘆してもしきれぬほどの痛恨事であつた、といふ。現代風に言へば文民統制の崩壊が(政綱の衰へ)の端緒だつたと断じてゐるのである。

(五)

ここで姑く筆者の注記を插むことにする。

平安時代、弘仁元年(八一〇年)藤原仲成の亂を平定した時から起算して、保元元年(一一五六六年)までの三百四十六年間、律令體制下の日本で死刑といふ刑罰の執行された例がない、といふのは有名な史實であり、律令政治の名

譽である。

さてその平安時代の文字通りの泰平の治世が破綻する端緒となつた保元の亂であるが、崇徳上皇、藤原頼長方に馳せ参じて、後白河天皇、藤原忠通の側からの攻撃にそなへて警備の任に當つたのが源爲義の末子當年わづか十八歳の鎮西八郎爲朝で、吾は幼少より合戦の場數をふむこと三十度に及ぶ、合戦の勝機は夜討にあり、と自信を以て獻策に及んだところ、賢しらだての左大臣頼長、荒儀なり、臆持なし、若氣の致す處か、これは郎等どもの私鬪とは違ふ、主上・上皇の國争ひだ、夜討などといふ小細工などは——とて取合ない、結果として爲朝の兄、官軍側についた源義朝に夜討ちの先手を制せられてさすがの剛勇爲朝も一敗地に塗れて囚はれの身となつたこと、昔は小兒も繪本で讀んで諳んじてゐた有名な話である。

凡そ古來悲劇の英雄といへば爲朝と並んで必ずその名が出るのが湊川の楠木正成で、正成の場合も、延元元年（一三三六年）五月、東上してくる足利尊氏の軍勢を京洛に迎撃する作戦を、戦鬪は都の外でやつてくれとの殿上人の身勝手な忌避に遭つたばかりに、討死覺悟で湊川まで出向いて、そこで空しく敗死してしまう。

爲朝、正成とともに簡単に言へば敗軍の將である。史上悲劇的な死を遂げた敗北の武將の傳記は數へきれぬほどに傳へられてゐるが、何故にこの二人が特に不朽の民衆的人氣をかち得ることになつたのか。

それはこの兩人が共に専門的職能人としての自らの軍事上の見識を敢へて抑制して、政治の意向に従ひ、その結果敗れた武將だからである。一人とも自分の戦術の判断には自信を有つてゐたが、政治の壓力によつてそれを柱げさせられた。その場合の非常な不利、敗北の可能性は豫知できることだった。それにも拘らず、死を覺悟して彼等は出陣し、爲朝は囚はれ、正成は豫想通り死んだ。この事蹟が民衆の同情をかき立てる。この同情心の基底には、軍人は自らの不利を覺悟しても、政治の統制には黙つて従ふのだ、といふ態度をよしとする美學がある。それは言ふべくしてなかなかに實行できない無私の行爲であるが故に要するに理想である。その理想を體現した悲劇の英雄として、日

本の民衆は史上の數多くの武將の中でも殊に爲朝と正成を愛してやまない。

武士は自らの持む實力＝武力を抑制し、徒勞・大死を強ひられるのを覺悟の上で政治の統制に従ふべきもの、といふ思想は平安時代から南北朝時代あたりまでは謂はば士たるもののが美學である。室町時代から戰國動亂の時代にかけて、現實にも觀念の上でもこの美學は崩れる。それは武力の保持者・行使者が、己を枉げてもその統制に服すべきだとの覺悟を促す政治の側に、それに値する權威が失はれたからであり、自己犠牲の死がもはや美的殉教ではあり得ず、ただの大死でしかないといふ現實が支配する様になつたからである。戰國時代といふ呼び方自體、そこに君臨してゐた價值基準が美學ならぬ霸道の哲學であつたことを十分に示唆してゐるのである。

ところで日本に於ける軍政關係の思想の歴史はこの後でもう一度方向轉換を遂げる。即ち徳川時代に於ける文民統制思想の制度化である。

鎌倉幕府の成立以降、朝廷が兵馬の大權を失つたことは事實と見るべく、又承久の變での朝權恢復の挫折以後、朝廷が直屬の軍隊をもはや持たなくなつたことも客觀的史實である。南北朝對立の動亂は、朝廷軍といふ意味での官軍が活躍した最後の機會であらう。

徳川家康が征夷大將軍に任せられ、以後世襲の形で徳川氏が代々將軍職に就き、即ち幕府政治を樹立したことによつて將軍家は事實上の全國支配者と看做されることになった。つまり全國の武家の棟梁であるのみならず、日本全國體に及ぶ政權を掌握する位置に就いたのである。幕閣に連るものは少數の御用學者・御用坊主以外皆武士であつたが、元和偃武以來彼等は急速に文民化してゆき、武士は本來の意味の戰士であるよりもむしろ士族といふ支配階層に屬する知識人集團となり官僚豫備軍となつた。幕府の行政も事實上文民政府のそれであつて、監軍の長としての性格は代を追つて薄くなつてゆく。

さうなるとこの政府は、國內に大小多數の州兵、軍團をかかへた連邦政府と似た様なものになる。この軍團は各領主

を軍團長に戴き、或る程度の自治権を有する武装集團なのであるから、その統制に中央政府が苦心するのは當然である。軍事的動機を以てこの集團が何らかの行動に出ることを傍観してゐるとしたら、これらの軍事専門家の集團は、どんな口實を構へてでも軍事行動を起すことができるだらう。文民政府にとつては甚だ危険な存在である。幕府が早くも慶長二十年（弘元和元年、一六一五年）に「武家諸法度」を公布して武士集團を統制するための法的基準を定めたのはよくわかる話である。寛永十二年（一六三五年）三代將軍家光による改定のことがあつて統帥大綱としての「武家諸法度」は完成する。

「武家諸法度」は、言ふまでもなく徳川氏の文民統制思想の集約的表現と稱するに足る重要な法典である。

家康もその子秀忠も、戦國亂世の霸道哲學の時代を強かに生き抜いてきた霸者である。だから軍事力の孕んでゐる危險性については深刻な認識があつたはずである。三代家光となると、その地位は征夷大將軍であり、彼自身すぐれて武人的氣質の人であつたらしいが、實質的には既に文民政府となつてゐる幕府の統率者である。今「武家諸法度」について初案から家光の改定時に際しても變更を受けてゐない第一項を檢してみると、（原文は漢文だが、德富蘇峰『近世日本國民史』の示してゐる返點、送假名に従つて書き下し文に直して引く。）

「一、文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事。左文右武は古の法なり、兼備せざるべからず。弓馬は是武家の要樞なり。兵を號して凶器と爲す、己むを得ずして之を用ふ。治に亂を忘れず、何ぞ修練を勵まさんや。」

就中〈號兵爲凶器〉とは、よくもそこまで言ひ切つたものである。これは意識からも實體からもたしかに文民政府であればこそ定言し得た命題で、且つ、兵の道の凶々しさを骨身に徹して知つてゐるものゝ言葉である。この「武家諸法度」第一項の思想は十五代將軍の世に至るまで法文として立派に生きてゐる。「外史」氏頼山陽も亦この法度の規定する空氣の中に生きてゐた人である。

三代家光は「法度」の改定に際し、第四項として新たなる規定一項を追加した。曰く、

一、江戸並に何れの國に於いても、假令何篇の事これ有りと雖も、在國の輩は其の所を守り、下知を相待つべき事。天下に如何なる事態が出來したとしても、幕府の命令なき限り一兵たりとも私意を以て動かすこと相ならぬ、との趣旨であつて、これこそ文民統制思想の精髓をなすものと評してよい。これは「いざ鎌倉」の報が傳はれば、幕府直接の下知を待つまでもなく、諸國の家人が武装を整へて中央政府の幕下に馳せ参ずることが期待された北條執權時代とは發想が根本から變化したことを見してゐる。

皮肉なことに寛永十二年（一六三五年）のこの法度改定より二年後の寛永十四年に島原の亂が起つた。北條氏の天下の時代であれば、少くとも九州と中國の地理的に接近した地域の諸大名が急を聞いて島原に驅けつけたであらうと思はれるのだが、何分この法度に束縛せられてゐる故、周邊の大名達は拱手傍観を決めこむより他はなかつた。幕府も統制の行き届きすぎたことを覺つたのであらう、寛永十五年（一六三八年）五月、島原の亂の鎮定に成功すると同時に、早速にこの法度第四項に再修正を施さざるを得ない。修正結果は次の如くである。

一、此以前御法度書に、何遍之事之有りといふとも、其處を守れと仰せ出だされ之段は、國所に於いて、面々私之事に候。公儀に違背仕り候もの、盜賊等之事などは格別、以來其旨を心得申すべし。若し國法をそむくもの之有らば、隣國之面々早速申付くべし。但し小身の衆は、其品に寄（依）り、近國の衆合屬いたし、相計らひ申すべき事。更に同年、幕府直屬の親衛隊ともいふべき旗本取締りの條々も發布されてゐるが、これは謂はば直屬軍團の編制・常備兵額を定め、更に、用意すべき武器の種類・員數までも詳細に規定したもので、此處にも、謂つてみれば文民統制の思想の徹底化が読み取れる。

その他、城廓の新規造営を固く禁止し、破損箇所の修理に際しても、補修計畫の詳細を奉行所に届け出で許可を受くべき事を定め、武士相互間の私的徒黨の結成を制禁し、私的鬭諍を禁じ、他方後年の軍人勅諭を髣髴と連想させる如き質素儉約の義務付け等々、徳川時代の武士の進退が如何に厳しく行政権力の統制下に管理されてゐたか、まさに

「兵は凶器なり」の思想の徹底ぶりに改めて感慨を催す次第ではある。

(六)

後世の我々が漠然と維新の元勲といつた呼稱で括つてゐる世代の指導者達、伊藤博文、山縣有朋、西郷従道、山田顕義、黒田清隆等の面々は、維新政府に於いてなほ軍職に就いたか否かを問はず、皆この様な徳川流の文民統制の體制を直接肌身に接して知つてゐた。そして現に井上毅執筆とされる『憲法義解』の文脈に明白にその影響が看て取れたことからも察せられる如く、『日本外史』の思想的雰囲氣から影響を受けない方が稀であつた。言ひ換へればこの高名の史書を讀まぬ様な不勉強者は物にならなかつた。

そこでどういふことになるか。維新はその名づけ方から見れば「維れ新たなる」世を創り出すことだが、その精神を標語的に言へば「神武創業の昔」に返ることである。ではその「創業」の内實はと問へば「外史」氏の説く通り、兵食の權を天皇が親しく行はせられることであり、兵に對しては「天子これが元帥となり」^{（ね}敢てこれを臣下に委ねざる）ことである。〈將帥の任を毎に源・平二家に委ね〉たのが失敗の因であるのなら、これを徳川氏に委ねたのも同じ失敗であつた。

維新の業成つて二十年、國家は立憲君主政體の樹立を目指してゐる。明治十五年には憲法制定の準備調査が始まる。この時「外史」氏の教への記憶は依然として念裡に生きてゐる。新たなる憲法體制下で何よりも警戒しなくてはならないのは、兵馬の大權が、畢竟臣下の分際たる一箇の武門の手に渡ることである。換言すれば幕府の復活だけは許してはならない。新たに武門が擡頭する可能性は少いにしても「軍閥」なる徒黨が生ずる事態はあり得よう。現に陸軍の長洲閥、海軍の薩州閥は獨占状態が亢進すればやは軍閥の弊を生じたかもしない。それを防ぐためには〈天

皇は陸海軍を統帥す」の簡潔極まる命題が是非必要であり、この定言の効果に寄せられた期待は甚大なものがある。この定言には、世の思惑を憚らずに言ふとすれば、陸海軍を統帥するは唯天皇のみ、と表現したいくらゐの思ひ入れが籠められてゐる——。

では當時憲法制定の大業に携つた人々に、天皇の統帥大權が國務から獨立して歩行し始めるといふ危険についての洞察はなかつたのか。答は簡単である。そんな可能性は全く考慮の外であつた。何故ならば彼等は本稿で上に述べた様な嚴格極まる徳川流文民統制思想の空氣の中に生きて來たからである。

國務大臣の輔弼を受けることなくして直接天皇が統帥の責に任ざるとしたら、國民が統帥の結果の責任を問ふべき相手は天皇以外にないことになり、これは天皇の無答責條項を「神聖不可侵」の標語を以て第三條に規定してゐる大日本帝國憲法の基本精神と真向から撞着する。故にその様なことはあり得ない。天皇が「統帥ス」とは、國務大臣の輔弼を俟つて、といふ當然自明の前提を省略しての表現にすぎないのだ——と、これは憲法學者による（佐々木惣一『日本憲法要論』）洵に道理にかなつた説明である。

だが恐らく憲法制定者達の脳裡には更に「当然自明」の度の高い前提が存在したのだ。つまり徳川一百五十年の幕政の歴史に従して見れば、兵は凶器である。洵に已むを得ずして之を用ふるのであり、中央政府の命令なくしては一兵たりとも私に兵を動かしてはならぬものだ。現代風に言へば軍事は絶對的に國務の統制に從ふのである。國務の統制から逸脱して、況んや大元帥たる天皇の意志を蔑ろにして濫りに兵を動かす如き軍將が出現しようなどとは、全く彼等の想像を絶してゐた。従つて又、「統帥」が「國務」の尙外にある、とか、或いは「國務」が「統帥」の枠内之事に關るのは大權の干犯である、といった「法匪」然たる理窟が浮上する、などといふことも夢にも想像し得ぬことだつた。

憲法問題としての統帥權干犯論は昭和初年期の日本の國法學の弱體を示すものであると同時に、より多くは、知識

人一般に於ける近世史の知識の衰退もしくは知的傳統の斷絶に由來する禍患であつた。それは忘れられた歴史が不肖の後生に對して加へた復讐だつた、と言つてよいかもしない。